

米沢市私道舗装等整備事業費補助金交付要綱

昭和59年3月28日

告示第22号

改正 昭和63年6月21日告示第106号

平成6年3月31日告示第88号

平成7年5月29日告示第140号

平成26年3月25日告示第73号

(目的及び交付)

第1条 この要綱は、生活環境の整備を図るため、私道の舗装新設、舗装補修、側溝新設又は側溝補修(以下「事業」という。)を行う者が第2条に規定する事業を行うのに要する経費について、市長が予算の範囲内で交付する補助金に関し、米沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則(昭和43年米沢市規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たす私道に行う事業とし、その補助金の額は、当該事業に要する工事費の2分の1以内の額とする。

- (1) 生活道路で沿道に3戸以上の家屋があること、又は市長が適当と認める公共の用に供する施設に接続すること。
- (2) 幅員が1.8メートル以上であること。
- (3) 延長がおおむね35メートル以上であること。
- (4) 過去にこの要綱の規定に基づき補助金の交付を受け事業を行った私道にあっては、当該補助金の交付を最後に受けた日から10年以上経過したものであること。

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第4条に規定する補助金交付申請書(以下「申請書」という。)に次の書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 工事計画(設計)図書
(位置図・平面図・縦断図・横断図・構造図・積算書等)
 - (2) 私道敷地の公図
 - (3) 地権者の承諾書
- (交付決定通知書)

第4条 市長は、申請書を審査し、適正と認められたときは補助金を決定し、規則第7条に規定する交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(事業の変更)

第5条 申請者は、前項の決定を受けた後次の各号の一に該当する変更をするときは、事業変更承認申請書(様式第1号)2部を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の事業量及び事業費に変更が生じたとき。
- (2) 工法の変更をするとき。
- (3) 施行箇所の変更をするとき。
- (4) 事業主体の変更をするとき。

(実績報告書の提出)

第6条 申請者は、補助事業が完了したときは、すみやかに規則第12条に規定する実績報告書に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要した工事費の領収書又は契約書の写し。
- (2) 補助事業竣工検査実施願(様式第2号)(2部)

(補助金の交付)

第7条 市長は、補助事業の竣工検査を実施し、適正と認められたときは、補助金を交付するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年6月21日告示第106号)

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日告示第88号)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年5月29日告示第140号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の米沢市私道舗装等整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則(平成26年3月25日告示第73号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

米沢市私道舗装等整備事業費補助金交付実施要領

昭和59年4月20日

告示第35号

改正 平成6年3月31日告示第89号

平成26年3月25日告示74号

(趣旨)

第1条 この要領は、米沢市私道舗装等整備事業費補助金交付要綱(昭和59年告示第22号。以下「要綱」という。)第8条の規定に基づき、その実施について必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、要綱第3条に規定する交付申請に先だち私道舗装等整備事業申出書(様式第1号。以下「申出書」という。)を市長に提出し、予備調査を受けるものとする。

(予備調査)

第3条 市長は、申出書の提出があった場合、予備調査のうち工事対象の適否を審査し、その結果を私道舗装等整備事業予備調査結果通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 予備調査とは、次の各号に掲げる調査をいう。

- (1) 申請箇所の利用状況及び路床状況
- (2) 要綱第3条第3号事項及び関係地域住民の同意
- (3) 要綱第2条事項

(予備調査の受付期間)

第4条 市長は、予備調査の受付期間を市広報で公示するものとする。

(対象外経費)

第5条 工事に係る調査、測量設計、及び破壊検査その他申請手続に要する経費等は、補助の対象としないものとする。

(構造基準)

第6条 構造基準は、米沢市建設部土木課標準構造図又は同等以上とし、土木課指示図によるものとする。

(現地調査)

第7条 市長は、提出された設計図書により必要に応じて現地調査を行うことができる。

(整備完了後の維持管理)

第8条 要綱及びこの要領に基づいて、整備された私道は、補助金の交付を受けた団体が当該道路の機能を損なわないよう維持管理しなければならない。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(平成6年3月31日告示第89号)

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日告示第74号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

